

平成29年
新年号

2017 Winter No.6

森林保険だより

INDEX

年頭のご挨拶 / Q&A	2
森林施業プランナーと森林保険の取組み について.....	3
森林認証制度と森林保険.....	4
「加入してよかった! 森林保険」土佐清水市 農林水産課.....	6
森林組合連合会・森林組合からのたより.....	7
研究者からのたより.....	8



イメージキャラクター
マモルくん



ライチョウ

富山県 立山

「加入してよかった! 森林保険」



「年頭のご挨拶」



国立研究開発法人
森林総合研究所
理事長 沢田治雄

新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様には森林保険業務運営に対しまして特段のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。また、災害からの復旧・復興途中の皆さまには心からお見舞い申し上げます。

森林保険制度は、昭和12年に火災による災害跡地の復旧を目的に、森林火災国営保険として創設されました。以来、気象災や噴火災を保険対象に加えるなど、制度の充実を図りながら、本年度で制度創設80年を迎えることとなります。

現在、戦後造林された森林の多くが利用可能な時期となり、資源の循環利用による林業の成長産業化を推進することが重要な課題となっています。そのため、伐採後の森林整備を適切に実施し、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止など、森林の持つ多面的機能の発揮を確保しつつ森を育てるというサイクルの維持が不可欠です。そして、造林した森林が火災や気象災などによって被害を受けた際にも、このサイクルを速やかに復旧することが重要です。

このように林業の成長産業化の推進と森林の多面的機能の発揮を確実に持続させるために、森林保険の重要性が益々高まるものと確信しています。

私どもは制度創設80年を一つの契機として、契約者様へのサービスの向上はもとより、より良い森林保険制度となるよう、意を新たに努めて参る所存です。引き続き皆様のご理解とご指導をお願いする次第です。

末筆になりましたが、皆様のご多幸とご発展を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

Q&A 時効と損害発生通知書

Q 所有する森林に数年前の雪害による損害が発生していることを知らず、最近になって発見しました。保険金は支払われるでしょうか。

A 森林保険では、保険契約者、被保険者等がその損害の事実を知っているか否かにかかわらず保険金の請求行為がないまま3年※を経過した場合は保険者の保険金の支払い義務が時効により消滅します。

ただし、森林保険では山間地の森林において被害の発見や調査が遅れることなどがあるため、保険契約者、被保険者が損害発生通知書を森林組合系統に提出した場合は、その受理日をもって時効の中断とみなすこととしています。

したがって、損害発生の日から3年以内に損害発生通知書が提出され、森林組合系統で受理されていれば時効が中断されます。損害発生通知書はこのように時効の中断に効力があるため、必ず書面で提出していただき、森林組合系統で受領日を記載してもらうようにしてください。

※保険契約日がH22年4月1日以降の契約に限ります。保険契約日がH22年3月31日以前の契約の時効は2年となります。

Q 災害後に現地に入れないため森林の被害の具体的な状態はまだわかりません。保険目的の森林の損害がはっきりと確認されていなくても損害発生通知書を見込みで提出してもよいでしょうか。

A 森林保険では保険契約者、被保険者に対して保険の目的に損害が生じたことを知ったときには、遅滞なく森林保険センター宛てに損害発生の通知を提出していただくこととしています。ご質問のように、損害区域や被害の度合いなどが具体的に分からない場合でも、損害の発生が疑われる場合は損害発生通知書を受付窓口である森林組合系統に提出することをお勧めします。

森林施業プランナーと森林保険の取組みについて～多野東部森林組合の事例～

森林施業プランナーによる集約化施業のモデル組合として、全国からの視察の受入や研修を行っている多野東部森林組合で、森林施業プランナーとして活躍されている業務主任の熊谷晃さんと森林保険を担当している金井麻紀さんに森林施業プランナーと森林保険の取組みについてお話を伺ってきました。

(熊：熊谷主任、金：金井書記、セ：森林保険センター)

(セ) 森林施業プランナーの主な活動内容について教えてください。

(熊) 最初に過去の施業履歴やベテラン職員の知見から団地化できそうな場所を選定し、現地を確認します。

次に説明会の開催や戸別訪問などを行い、森林所有者に集約化施業について説明します。分かりやすく集約化のメリットについてお伝えするために、集約化することで作業道整備が計画的にできるようになるなど、ポイントを絞った資料を作成し説明を行っています。

(セ) どのタイミングで森林保険の説明をしていますか？

(熊) 精算書を森林所有者にお渡しする際に森林保険の案内をしています。

将来の収益を考え形質の良いものを残して間伐していますが、間伐後は被害を受けやすいため森林保険の加入を勧めています。

(セ) 森林整備事業はどんな作業が多いですか？

(熊) 今は、除間伐が中心です。

平成26年度から導入された「ぐんま緑の県民基金」で森林の整備が進まなかった一般の森林所有者の森林が整備できることになり、除間伐などの森林整備事業の量が増えています。この森林整備実施箇所の調整については、森林組合が行っています。組合員でない方が森林整備を行うきっかけとなるので、山全体の多面的機能を維持するのに非常に有効な取組みだと思います。

(セ) この地域での森林被害は何が多いですか？

(熊) 群馬県は「赤城おろし」と言われている非常に冷たい風が吹くため、寒風による被害が多いです。15年ほど前までは寒風害を防ぐため、寒伏（苗に土をかぶせる）、寒起（苗を土から出す）を行っていましたが、今は新植が減り、行っていません。近年では集中豪雨による崩落などの被害が出ています。

(セ) 森林保険のご担当者の主な業務内容を教えてください。

(金) 新規契約の手続きや、群馬県森林組合連合会から満期情報の一覧を受け、被保険者の方に満期案内の連絡をしています。また、座談会や総会の際にパンフレットを配布し広報活動を行っています。年に2回多野東部森林組合の広報誌を発行していますが、昨年7月に発行した広報誌に森林保険の広告を掲載しました。

(セ) 被害調査などはどのように行っていますか？

(金) 実際に被害報告を受けた際は、群馬県森林組合連合会と組合の事業担当の職員が調査を行い、私はその事務処理を行います。森林保険を担当して3年目ですが、事務処理も慣れてきましたので、被保険者の方に喜ばれるよう迅速かつ丁寧に対応したいと思います。

(保) 本日は、お忙しいところ貴重なお話を伺わせていただきありがとうございました。



(左：金井麻紀さん 右：熊谷晃さん)

森林認証制度と森林保険

筑波大学生命環境系 森林資源社会学研究室 准教授 興侶克久

我が国において、木材価格の低迷によって林業経営の収益性が悪化したこと等を背景に、森林保険加入森林面積は1980年代前半をピークに減少の一途をたどり、現在では加入率（面積率）は1割程度にとどまっています。しかし、気象災害が多発し、且つ大規模化するにつれ、森林保険制度は持続可能な森林経営の実現にとってますます重要になっているように思います。

持続可能性の本質は環境倫理学で言う「世代間倫理」（現在世代は未来世代の生存可能性に対して責任があるという考え方）で、1987年の国連・環境と開発に関する世界委員会報告（「ブルントラント委員会報告」）で「持続可能な開発」の概念が確立され、森林分野においては1992年のリオ・デ・ジャネイロで開催された国連・環境開発会議（「地球サミット」）で持続可能な森林経営の実現に向けてどのような取り組みが必要なのかということについて世界的な合意がなされました。

その後、まず国家間の取り組みとして持続可能な森林経営の基準・指標づくりが進められ、我が国はモントリオール・プロセス（1995年）に参加しました。それを踏まえ、民間の取り組みとして、森林認証制度が相次いで創設され、その後、持続可能な森林経営として認証される森林が増えていくこととなります。1993年にはFSC、1998年にはPEFCが設立され、2003年には我が国独自の森林認証制度であるSGECがスタートしました。

世代を超えた超長期にわたって災害リスクを管理することのできる制度、すなわち森林保険制度を十分に機能させることが持続可能な森林経営の

実現には不可欠なのですが、実はモントリオール・プロセスなどの各種プロセスの基準・指標や各種森林認証制度の基準・指標には森林保険制度について明確に触れた記述がありませんでした。

そうした中、SGECでは2012年に森林認証規格を見直し、その中で森林保険制度への加入が持続可能な森林経営の存立条件であることが謳われました。具体的には、表-1に示すように、森林生態系の健全性の維持（基準4）と森林のモニタリング（基準7）の中で触れられています。ちなみに、FSCはこの点については間接的に触れられている程度です（表-2）。ここで初めて、持続可能な森林経営と森林保険の関係性が明確に打ち出されたと言えます。しかしながら、このことは未だ十分世間に知られているとは言いがたい状況にあります。

かつて、森林保険への加入を規定する基本的要因に関して、魅力ある森林保険商品の開発が必要なこと、保険事務の迅速化が必要なこと、被災経験が森林保険への加入の大きな誘因になっていること、などが指摘されていました（注）。今後は、これらに加え、持続可能な森林経営の確立のためには森林保険が必要不可欠であることが森林認証制度でも認められていることも森林保険への加入促進活動における基本的価値に加えられるべきと考えます。

（注）興侶克久（2001）『森林保険への加入推進と森林組合（林政総研レポートNo.59）』林政総合調査研究所。

表－1 SGEC森林認証における森林保険関連の記述部分

指標	指標	審査項目
基準4 森林生態系の 生産力及び健全性の維持	旧規定	4-8-1. 森林火災予防に関し、森林管理巡視員など体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムがある。
		4-8-2. 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されている。
		4-8-3. 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されている。
	現規定	4-8. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。
		4-8-1. 森林火災、気象災害予防に関し、森林管理巡視員、森林損害てん補制度（森林保険等）など体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムを策定しなければならない。
		4-8-2. 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されていない。
4-8-3. 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されなければならない。		
基準7 モニタリング と情報公開	旧規定	7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。
	現規定	7-3-1. 場所別・年度別の施業履歴が残されている。また病虫害、獣害、森林火災、気象害が記録されている。
基準7 モニタリング と情報公開	旧規定	7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残すよう努めなければならない。
	現規定	7-3-1. 場所別・年度別に、施業履歴を残すよう努めるとともに病虫害、獣害、森林火災、気象害の被害状況や森林保険の加入、損害てん補状況を記録するよう努めなければならない。

資料：SGEC業務資料及びSGEC (2016)「SGEC文書3 SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン」(SGECホームページ, http://sgec-eco.org/swfu/d/SGEC_Bunsho20171101_forWeb_1114.pdf#page=186, 2016年12月1日閲覧)。

注：旧規定は2010年末時点、現規定は2016年11月時点。

表－2 FSC森林認証における森林保険関連の記述部分（参考）

原則	基準
原則10：管理活動の実施	<p>10. 組織によって、もしくは組織のために実施される管理区画内での管理活動は、組織の経済、環境、社会的方針と目的に一致したもののみが選択および実施され、すべての面においてFSCの原則と基準を順守するものであること。</p> <p>10-9. 組織は、自然災害のリスクを評価し、規模、強度、リスクに応じた範囲で自然災害による悪影響が低減されるような活動を実施しなくてはならない。</p>

資料：FSCジャパン (2015)「FSCの原則と基準（第5-2版）FSCジャパン日本語参考訳」(FSCジャパンホームページ, <https://jp.fsc.org/preview.fsc5-2.a-379.pdf>, 2016年12月1日閲覧)。

注：現規定は2016年11月時点。

「加入してよかった！森林保険」－土佐清水市農林水産課－

1 市有林の概況

土佐清水市は、高知県の西南部、四国の西南端に位置し、県庁所在地の高知市から約140km、車で約2時間30分の距離にあります。また、高知龍馬空港からは約3時間の距離にあり、東京から最も時間距離の遠い市と言われています。

急峻な低山性の山岳地帯が海岸部まで続き、足摺半島が太平洋に突出した地形となっています。日本で最初に黒潮が接岸する地で、雄大な景観と豊富な海洋資源に恵まれています。夏から秋にかけては台風の北上経路にあたることが多く、過去には暴風雨による被害を数多く受けてきました。

本市総土地面積の約85%を占める22,789haが森林で、そのうち70%を超える16,302haが民有林となっています。そのなかで市有林は1,430haを占め、スギ、ヒノキなどの人工林が963haとなっており、市内の土佐清水市森林組合と連携し、維持管理を行っています。

2 市有林の森林保険加入状況

本市の市有林では、毎年、平均して約36haの搬出間伐を行っています。

概況にも書きましたが、本市は台風の北上経路にあたり、風倒木被害のおそれがあるため、被害を受けやすい間伐を行った直後の市有林については、2年間の保険に加入するようにしています。



台風による風倒木被害

3 市有林の被災状況

実際、本市では過去2回、間伐直後の市有林が台風による風倒木被害を受けています。

一度目は平成16年8月、市内の下益野地区で前年に間伐を行った3.02haのうち一部0.35haが被災。高知県幡多林業事務所（当時：中村林業事務所）及び土佐清水市森林組合の協力を得て損害木の調査や損害区域の測量を行い、損害調査書を作成し提出しました。

それから10年後の平成26年8月、台風11号の強風により市内以布利地区の市有林が被災し、平成24年の間伐後に加入した2.50haが全滅との判定を受けました。

4 加入してよかった！森林保険

現在、本市の財政状況は長引く不況等による地場産業の衰退及び大幅な人口減による普通交付税の削減など厳しいものとなっています。また、造林事業補助金交付申請の森林保険加入条件が削除されたこともあり、予算編成上、森林保険料についても厳しい目が向けられる可能性があります。

しかしながら、本市では台風被害は宿命的なものであり、前述の2つの市有林においても森林保険に加入していたことにより、少ない負担で倒木の処理や再造林を行うことができました。

市民の財産である市有林を守り、育成するためにも、今後も可能な限り森林保険を活用させていただきたいと考えています。



アカウミガメが産卵する大岐海岸

◆森林組合連合会・森林組合からのたより◆

新潟県内の加入推進の取組みについて

Forest 新潟県森林組合連合会
指導管理部指導課主任 奈良橋 亘

新潟県の森林面積は約86万ha、県土の68%を占めています。このうち民有林の人工林面積は14万ha、樹種はスギが9割以上を占めています。

新潟の冬は、たくさん雪が降ります。県内の山沿いでは、最深積雪が4mを超えるところもあります。新潟特有の湿った重い雪は雪害をもたらす要因となります。また、強度の間伐も雪害を受けやすくなる要因となります。このような環境の“雪国”新潟では、森林保険は大雪や間伐後の雪害等に対するリスク管理対策として重要な役割を担っています。

当連合会では、保険の重要性について理解を深め、積極的な加入推進を行うために以下の取組みを行っています。

- ①森林組合長が集まる会議において加入推進のお願い
- ②森林組合の森林保険担当者を集めた、加入推進について考える研修会の開催
- ③森林組合ごとの加入状況の分析結果の共有
- ④県内の災害事例を載せたチラシを作成し森林組合へ配布

森林保険センターの協力を得ながら、このよう

な取組みを行った結果、新潟県内では積極的に加入推進を行う森林組合が出てきました。

森林組合では、間伐施業時の提案の徹底、施業の翌春に見回りの実施、損害通知等の手続きのサポート、保険金を活用した施業の提案などの取組みを行っています。森林所有者にとっては、間伐して放置されるよりもしっかりと管理され被害が発生した場合は復旧・改善が図られるとなれば、安心して森林組合に仕事を依頼できると思います。そして、森林所有者の心の中には、森林組合に対して信頼感が生まれていると思います。

依然として県内の森林保険の加入率は低下していますが、上述のような良い流れが広がることで、森林所有者と森林組合がさらに良い関係を築き、健全な森林がたくさん増えることを心より願って、森林保険の加入推進に取り組んでいます。



雪害の様子



弥彦山から見た越後平野

ほうちく 豊築森林組合のご紹介

福岡県豊前市にある豊築森林組合は、元々は4つの森林組合が平成12年及び19年に合併して現在の組合の形態となりました。当森林組合は、職員16名で、3市町、12,000haの森林を管理しています。樹種構成ではヒノキ林がスギ林より多く全体の7割を占めており、昭和25年～40年頃植栽した林分が搬出間伐の林齢になっています。

福岡県は日本海側の気候帯に属していると思われることが多いのですが、福岡県東部で瀬戸内に面する当森林組合の管轄区域は瀬戸内気候帯に属し雨は比較的少ない地域です。管内の森林は間伐後に風害や雪害にあうことがあり、特に3月の重く湿った雪で被害が出る場合があります。

最近では主伐が少ないことから新規造林も少ない状況が続いています。造林時は保険に加入いただいても、造林後10年の更新時には100%継続と

いうわけにはいかないのが現状ですが、間伐実施後は被害の出る可能性も高いので関心を持っていただきたいと考えています。

平成27年8月に台風による被害を受けた所有者は「天災に備えて森林保険に加入していたが、実際に天災が起きて保険に加入して本当に良かった。保険金で森林の復旧を進めたい」とおっしゃっていました。



ヒノキ（挿し木）枝打ち林



くほてさん
霊峰求菩提山冬景色

★ 研究者からのたより ★

森林の雨氷害

国立研究開発法人 森林総合研究所
森林防災研究領域 岡野 透明

雨氷とは着氷現象の一種であり、過冷却状態つまり氷点下の雨滴が降ってきて、地物に接触した瞬間に凍結した氷のことを指します。蔵王山塊の冬の風物詩、モンスターとして有名な真っ白な樹氷とは異なり、硬くて透明な氷を形成します。雪混じりのみぞれが降っているときなどは気泡を含んだ状態で凍結することもあります。

樹木の枝に雨氷が付着すると目には真っ白に映りますが(写真1)、よく見ると透明な氷に覆われています(写真2)。過冷却水滴が樹木に当たり滴りながら凍結すると、つららを形成することがあります。このように見た目には美しい雨氷ですが、雪と比較して密度の大きい氷が付着する現象のため、降水量が多い場合には多量の着氷を生じ、森



写真1 雨氷の付着状況 (H28年1月長野県塩尻市信州大学農学部 鈴木純准教授提供)



写真2 雨氷の付着状況 (H28年3月長野県諏訪市信州大学農学部 鈴木純准教授提供)

林樹木に過度な加重による激甚な影響を及ぼします。

また寒冷な気象条件下では、氷が融解しないで樹木に付着している時間が長くなることがあり、被害を増長します。落雪により樹木への荷重が少なくなる積雪による作用とは様相を異にします。

樹木への直接的な被害としては着氷の荷重による枝折れ、梢端折れ、幹折れ、根返りなどがあります。また根返りから森林土壌の攪乱と二次的な土壌浸食・崩落等の土砂災害や流木流出の被害が発生することもあります。

平成28年1月末から2月初旬の間に長野県中信および南信地方にかけて雨氷現象が発生しました(写真3)。根返りや幹折れによる生活道路の閉鎖も生じ、松本市内の温泉地では多数の宿泊客が孤立するなどの激甚災害となりました。これに伴う広域の森林被害は、長野県の調査によると被害面積は約660ha、被害額は6億6000万円以上に上りました。

この災害では森林被害は標高800mから1,200mの間、標高1,000m前後の森林において被害が大きく、県内に広く育林されているカラマツが主に影響を受けました。カラマツの着氷量の推定では、樹高にして3m程度の梢端でも数100kg、カラマツ1本では1t程度の着氷による荷重があったことが推察されています。カラマツの他にはアカマツの被害が大きく、落葉広葉樹も被害を受けました。一方で被害林分の近傍にあるヒノキ林分が被害を免れていることもありました。

森林保険においては雨氷害は雪害として扱われます。被害の判定は、森林・樹木の調査のほか、気象現象の履歴の確認も要件となるでしょう。

雨氷害は他の気象災害に比較して発生件数が少なく、調査研究の例も多くはありません。今後の研究の深化が求められています。



写真3 H28年1月発生した雨氷現象によるカラマツ林被害状況 (H28年3月撮影)



国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話:044-382-3500(代表)

FAX:044-382-3514

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>